

長崎高教組新聞

7/14 「戦争法案廃案」大集会(日比谷野宮)

私たちが反対世論をリードしている

長崎明誠 岡山英生

参加者は2万人を超えたこと。私が会場に着いた時には、すでに外までいっぱいの人で埋め尽くされ、身動きの出来ない状況でした。会場の収容人数が3千人ほどなのに、外に1万7千人以上いたことになりました。また参加者は、幅広く様々な人たちからなりました。労働組合は上部組織の違いを超え、仏教やキリスト教など宗教団体もあり、政党は5つ以上が参加していました。個人での参加が多かったように、子どもを抱っこし



7/17 「安保法制断固反対」国会前座り込み

国民の意志がはっきりと見えた

鳴滝通信 長橋修一

7月17日、奇しくも台風11号が本土に上陸したその日、暴風にも負けじと上京し、国会前の座り込みに参加した。全国からの抗議の声を後押しを受けてか、四国・中国地方に上陸した台風の影響は東京では午前中の豪雨のみであった。天候回復後の座り込みには、全国から、公務員から民間企業まで各種の組合からの参加がみられた。長崎高教組からは、田島さん(波佐見高)と

発行 7850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
電話 (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集主任 小田 誠
購読料 一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス naga-kks@fsinet.or.jp

デモは予定を繰り上げ、夕方6時45分から始まりましたが、それでも3時間半かかり、最後尾の到着は夜10時すぎでした。官庁街と首相官邸前を通過して国会までのコースで、官僚と首相と議員に對し、参加者

自費で翌日も参加された菅さん(小浜高)と私の3人が参加した。蒸し暑さの残る午後1時に全体アピールのち「安保法案断固廃案、安倍内閣打倒!」のシュプレヒコールが議事堂前に響き渡り、その後雨と化した座り込みとなった。途中、フイリビンの放送局からの取材もあり、田島さんが理路整然として座り込みの意義を答えられていた。(取材後、彼の地で人気者となるの

伴奏したり、タンバリンをたたいたり、浴衣姿で踊ったりなど路上ライブのようでした。私もバスケットの応援のように、さつき飲んだ2つのペットボトルを叩いて、一緒に声を上げました。すごい熱

国会周辺で市民が「戦争法案」を廃案に追い込もうと声を挙げている

7.26 国会包囲行動

今、声を挙げよう

玉之浦小 猪股安則

当日はとも暑かったのですが、国会を取り囲む人、人、人の「戦争法

気でもなかなかな終われなかつたのですが、警備にあたる要請もあつて、10時半に解散しました。この日の行動はとても楽しいものでした。私たちが反対世論をリードし、政治を動かしていることを実感できました。長崎ではまだまだ、政治的主張について発言をためらいがちな雰囲気があります

全国教職員投票! 教職員の圧倒的多数が戦争法案に反対

全教が提起した「全国教職員投票」の一次集約をもとに、7月16日国会内で記者発表が行われました。長崎でも、組合員2人の分会ですべての教職員に投票を要請し、20票以上の投票を集めた特別支援分会や、職場集会を開いて趣旨を確認し、管理職の投票を実現した分会などがありました。また、昼休みに、情勢と投票の目的ややり方などを管理職も含めて説明して投票をよびかけた結果、職場のほとんどの教職員に投票してもらい、「組合もがんばってますね」と声をかけられましたという報告もありました。

果しか生まれません。教職員の未来を預かる教職員の責任としても、しっかりと声を上げていこうと思いました。

制一阻止の強い想いは最高潮でした。今回のような強硬なやり方を許しては、今後戦争へと突き進む、とんでもない国になってしまっています。この平和な日本であり続けるためにも、今声を挙げないときと後悔すると思えます。安保関連法案を廃案にするまでがんばっていきましょう。決意を新たにしました。

7.25 戦争立法に反対する若者の緊急デモ

自民党ってなんか感じ悪いよね

長崎高教組、町鉄橋で、長崎の若者が主催して、戦争立法に反対する緊急集会

町鉄橋で、長崎の若者が主催して、戦争立法に反対する緊急集会

7.18 全国一斉行動

アベ政治許さない

7月18日の午後1時、全国一斉に、「アベ政治を許さない」カードを掲げ、安倍内閣の暴走ストップ、「戦争法案」に反対、「教え子」を戦場に

7.24 安保法制断固反対

世論で採決不能へ

県弁護士会主催のシンポジウムが開催され、約100人が参加し、高教組からは6人が参加しました。永尾廣久弁護士(日弁連憲法問題対策本部副本

送らない一意志を示しました

部長)が講演し、9条と立憲主義に違反し、違憲、存立危機事態の要件解釈に幅があり武力行使に限定がないなど問題点を説明しました。法案の自然成立はなく、世論と運動で採決不能の状況に追い込もうと呼びかけました。

デモ行進では、「自民党ってなんか感じ悪いよね」「アベは辞めろ」等、若者らしいラップ調のシュプレヒコールで盛り上がりました。

が開かれ、公会堂前広場でデモ行進がおこなわれました。350人が参加しました。安倍政権の行っていることについて、自分たちの将来についての疑問や不安を、若者たちが自分言葉で話し、参加者共感を得ていました。

争いは新たな争いを生むだけ。争いの連鎖を断ち切ってくれるのは憲法9条。世界の至宝です。これまで何代もの政権が守ってきたものを、安倍政権の意向だけで変えてくれるな!! 国民投票でもやってみろ!!

イラク戦争もその他の様々な紛争も憎しみと心の傷を拡げただけでした。今、世界は平和と協調の時代に移ろうとしています。これを先取りした9条は、守り世界に拡げるべきものです。

第26回定通部定期大会・県教研定通分科会 組合の役割を再確認し、要求書確定 SSWについての学習が深まる

7月18日、定通部第26回定期大会を高教組会館で開催しました。9分会から10人と委任状1分会の参加でした。午後の教研には、未組の先生も含めて17人が参加しました。

※夏休み中に「代休」を設定することについての質問が2つ寄せられました。他の学校にも関わりますので、回答・解説を掲載します。

- Q1 今年度は8月9日の平和学習が日曜日に実施されましたが、「代休がとれない」という話がありました。本当に代休がとれないのですか？
- Q2 9月5日(土)に文化祭が行われますが、その代休を8月31日(月)に予定していたところ、その日は代休がとれないということで、9月1日(火)が代休になりました。どういうことでしょうか？

A ①「代休」の考え方について
2つの質問に答える前提として、「代休」についての考え方をきちんとしておかなければなりません。「代休」ということで多くの人がイメージすることは、学校が休みになって生徒も教職員も休みになるということです。しかし、制度的には学校が休みになる「休業日」と教職員の「休日(勤務時間を割り振らない日)」は別のものであります。

県立学校の休業日については、学校教育法施行令第29条に長期休業日は学校設置者(県教委など)が定めるとしてあることに従って、長崎県立学校管理規則で規定しています。具体的には第4条の2で、土日や「国民の祝日」とともに、夏季休業日(7月21日から8月31日まで)や冬季休業日(12月25日から1月7日まで)などを休業日とすることが規定されています。

一方、教職員の「勤務時間を割り振らない日」(以前は「勤務を要しない日」と呼ばれていました)については、別の条例(職員の勤務時間、休暇等に関する条例)で、土日を「週休日(勤務時間を割り振らない日)」とすることが規定されています。夏休みなどの長期休業日は、学校は休みですが、土日以外は勤務日ですから教職員にとっての休日でないことはご存じのとおりです。

②Q1について
そこで、「代休」ですが、Q1の事例では、学校の休業日を変更することと教職員の週休日を振り替えることが混同されている状況があるようです。学期中の日曜日に学校行事をする場合は、休業日でない別の日に休業日を変更して「代休」とすることになりますが、8月9日の前後はどの日も休業日なので休業日に変更することにならず、休業日の「代休」という扱いにならないということです。一方で、教職員にとっては、週休日に勤務するわけですから、週休日の振替は必ず必要です。多くの学校では、教職員の週休日の振替日を「代休日」として設定していると思います。

「代休」についての混同が生じる原因として、学校の休業日について指導する県教委の担当(高校教育班)と教職員の勤務について指導する担当(人事班)が異なるため、管理職が休業日のことと教職員の勤務日のことを区別せずに「代休」について県教委に問い合わせた場合、休業日についての回答だけ受け取ったということが考えられます。

③Q2について
基本的にQ1と同様の問題があるのですが、長期休業中に授業日を設定する問題との関連を考える必要があります。前述のとおり、夏季休業日は7月21日から8月31日までと学校管理規則に明記してあります。この長期休業中に授業日を設定することについては、規則第4条の2の第4項で「校長は、教育上特に必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる」と規定してあります。かなりの学校で、この規定を適用して長期休業中に授業日を設定し、生徒の「出席すべき日数」にもカウントしている実態があります。

Q2の事例で、8月31日に授業を設定していなければ、Q1の場合と同様、そもそも休業日だから、休業日の「代休」とすることはできないということです。それでは授業を設定していた場合はどう考えるのでしょうか。

このことについて県教委の高校教育班の担当者は、「8月31日は本来は休業日であり、長期休業日を定めている趣旨を考慮すれば、9月1日以降の授業日と全く同じものとして扱うことは適切ではないと考えて、休業日の変更としての代休は9月1日以降に設定するように指導している」と説明しています。高教組としても、長期休業期間中の授業日を減らすことを要求していますので、長期休業日の趣旨を重視するという点で、この県教委の見解は是認すべきと考えます。

また、県教委は8月31日を代休にすることができる特例として、2学期制の学校で、秋季休業日の設定の関係で8月31日を授業日としていた場合は、代休とすることを認める」と回答しています。これは、学校管理規則第4条の2の第2項で、2学期制の学校で秋季休業日を設定する場合は、学校管理規則に定められた春夏秋冬の長期休業日の通算日数の範囲内で春夏秋冬の休業日を設定することが定められているので、8月31日が秋季休業日の代わりに授業日に設定されている場合は、9月1日以降の授業日と同じ性質のものとして扱えるという判断だと考えられます。

定期大会

昨年度のとりくみ総括の中で、「1月に突然県教委から提案された、『教科書、夜食費補助の削減』に対して、高教組が中心となり、分会の声を集め、県教委と交渉をした結果、県の提案を事実上撤回させたことは、組合の存在価値を示した。」と確認しました。また、高校無償化が廃止され、就学支援金、奨学給付金の新制度に変わったことによる各校の状況や現場の混乱などの討論も行いました。

今年度の方針として、定通部の県教委交渉を見据えて、クラス減への対応、SSWやSCの定通校への拡大、キャリアサポートスタ



また、午後1時から、中川バス停付近で「アベ政治を許さない」の一斉行動も行いました。

県教研 定時制通信制分科会

教研の前半は、県立学校に初めてスクールソーシャルワーカー(SSWr)が導入されて1年が経ち、新たに中高一貫校3校にSSWrが配置されたことを受けて、4年連続でSSWrの学習を行いました。講師は、昨年に続き松野尾千津子さん(鳴滝高校SSWr)と3回目の講師を引き受けてくださった木村和子さん(長崎東中・高SSWr)にお話ししました。

①「SSWrについて」
松野尾千津子さんは、松野尾さんからは学校現場での実践をもとにして、SSWrが学校現場で果たす役割について紹介されました。



とでもわかるともわかって、生徒への対応にすぐにも活かせる報告です。

②「長崎県のSSWrの現状」

木村さん、木村和子さん
木村さんは、体が臭いと周りから言われ、起因は、自殺未遂の生徒、生活保護をうまく受けられない家庭など、様々な事例を具体的に紹介していただき、SSWrの立場から家庭の問題点を探し、家庭と関係機関をつなぎ、家庭や生徒に「寄り添う」ことを心掛けていこうと報告されました。



SSWrの役割について、SSWrの勤務形態や勤務条件などの問題点も報告されました。今後、社会福祉士の資格をもったソーシャルワーカーが学校現場で活躍するた

た。また、参加者からの質問や相談も相次ぎ、大変充実した教研となりました。



戦争法案阻止のためのとりくみに参加しましょう
○県内集会…憲法共同センター主催「学習と決起のつどい」
8月20日(木)18時半～ 県労福祉会館
○中央行動(参加希望者は高教組本部にご連絡ください)
8/27(木)18:30～20:30 国会前集会
8/30(日)14:00～15:30 10万人国会包囲行動
9/17(木)11:00～16:00 国会前座り込み行動